

令和2年度 岩手県立遠野高等学校 部活動に係る活動方針

本指針は、生徒の自主性、主体性を重んじ、充実した学校生活を送らせることを目標に、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」に則り、運動部及び文化部を対象として、本校の実情を踏まえ策定するものである。

1 活動方針

目標 「人間形成の貴重な場として、適切で積極的な活動を行う」

- (1) 部活動は学校教育の一環として行う。
- (2) 体力・技術の向上を図るだけでなく、活動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって運動や文化的活動に親しむ資質や能力を育てる。
- (3) 生徒の自主的、自発的な活動を促すため、コミュニケーションの充実を図り、合理的で且つ効率的・効果的な活動を行う。
- (4) 休養日を計画的に設けることにより、心身の健全な育成を図り、生徒の自主的な態度を育てる。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 各部活動の方針の策定等

各部の責任者（以下「部顧問」という。）は、年間・毎月の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程、活動日時・場所）を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行うこと。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部及び部活動を補完する活動等の活動内容を把握し、生徒が健康で安全にスポーツ活動や文化的活動等を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導及び是正を行う。
- ② 校長は、部活動の指導方針（ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等）について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図るように努める。
- ③ 部活動顧問は、生徒の成長をサポートする存在であることを自覚し、あらゆるハラスメントを廃すること。

(3) 部活動指導員の活用

- ① 部活動指導員は、部活動方針及び指導計画の下、部活動に関する次の職務を行う。
 - ア 大会、コンクール、練習試合等に係る生徒の引率及び監督
 - イ 安全・怪我等に関する指導及び生徒指導に係る対応
 - ウ 実技指導
 - エ その他校長の指示による業務

3 適切な休養日等の設定

各部顧問は、年間計画、月間計画の作成に当たって、週1日以上 of 休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上 of 休養日を設定する。

部活動休養日に大会参加等で予定外の活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。学校の休業日に大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間を調整する。

4 事故防止について

- (1) 生徒の安全を確保し、活動中はもちろん、用具の準備や準備運動などの段階から、事故防止と事故発生時の対応を想定し、万全の体制づくりが必要なこと。
- (2) 緊急時の対応については、危機管理マニュアルにしたがい、迅速且つ適切な対応を徹底する。

5 部活動加入について

- (1) 部活動は全員いずれかの部に参加することが望ましい。自己実現・協調の精神を育成する場であるから積極的な活動が望まれる。